

会 務 月 報

第365号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第3回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成25年5月20日(月) 13:30～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長	朝岡 市郎
副委員長	横須賀 満夫
委 員	坂本 忠志、松岡 由紀夫、西森 敬祐、 川崎 安彦
担当副会長	上野 浩也
事 務 局	高津 充良、前田 敏明、吉田 茂、市川 貴之、 夏目 浩行
欠 席 者	池田 匠、尾添 信行

<配付資料>

前回議事録

資料1 : 平成24年度教育・情報関係事業報告

資料2-1 : 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況等について

資料2-2 : 建築士定期講習実施計画作成にあたってのアンケート調査(建築教育センター資料)

資料3-1 : 平成24年度「建築士事務所の管理研修会」実施結果一覧

資料3-2 : 「建築士事務所の管理研修会」の知事指定状況に係る調査結果一覧表

資料4-1 : 「建築士事務所の管理研修会」テキストの改訂に係る方針案について

別紙1 : 「建築士事務所の管理研修会」テキストの改訂に係る参考資料

別紙11

資料4-2 : 「建築士事務所の管理研修会」参考用DVDについて

資料5 : 新たな研修会の企画に関するアンケート調査回答一覧

資料5-別添: 第4回既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会資料(国交省資料)

資料6-1 : 第25回建築CPD運営会議資料(建築教育センター資料)

資料6-2 : 平成25年度共同要望書(案)抜粋(CPD関係)

参 考 : 学校施設における天井等落下防止対策のための講習会開催案内の協力について(文部科学省資料)

議 事

1. 平成24年度教育・情報関係事業報告案について

事務局より、資料1を用いて、平成24年度教育・情報委員会関係の事業報告案について、概要説明がなされ、朝岡委員長が委員に諮ったところ、原案どおり了承された。

2. 新たな研修の企画推進等について

事務局より、資料5により、新たな研修の企画に関する単位会宛ての第2回アンケート調査結果について以下の説明がなされた。

第1回目のアンケートは、幅広く意見を募るため、自由に企画案を回答していただいた。その内容について、優先順位付けを行い、企画案の絞り込みをするため、第1回のアンケート結果から上位8項目を選択し、第2回目のアンケート調査を実施した。

アンケート結果の中で、最も希望数の多い項目は、省エネに関する研修となった。以下、改修工事に関する設計・監理研修、木造建築、震災復旧関係、BIM、インスペクター認定制度、建築設備に関する研修の順となった。

なお、インスペクター認定制度については、国土交通省で既存住宅インスペクション・ガイドラインを検討しており、日事連においても業務・技術委員会で検討していくこととなっている。ま

た、震災復旧関係については、一般財団法人日本建築防災協会で、講習の準備を進めているため、この2つ以外について検討することとなる。

続いて意見交換に移り、委員からは以下の意見が出された。

- ・公共建築に関する構造技術者の育成講習会があれば需要が見込めるのではないかな。
- ・BIMについて、自治体によってはBIMで納品を求めるところも出てきた。そのため、新潟会では、BIMに関する講習を行い対応している。実際にBIMを使用できる事務所とできない事務所では全く表現力が違う。仕事を得るために必要だという機運が高まっている。
- ・単位会によって重要だと考える研修の項目は異なるため、複数のメニューを日事連で用意しておき、その中から選択して実施していただければよいのではないかな。
- ・今回アンケートで挙げられている項目は、講習を実施したとしても単発で終わってしまうものばかりではないかな。そうするとテキストまで作成するのは負担が大きいのではないかな。
- ・木造耐震ソフトを日事連ブランドとして作成・販売していくのはどうかという議論を財政検討特別委員会でも行っている。

検討の結果、第2回アンケートで取上げた8項目の研修+その他講習について、①単位会で行っている研修の状況について（運営方法・教材等）、②他の建築関係団体が実施している研修の教材や運営方法について調査し、次回委員会で報告することとした。

また、インスペクションに関する参考情報として、資料5-別添を用いて、事務局より以下の説明がなされた。

既存住宅インスペクション・ガイドライン策定の背景として、中古住宅は新築住宅との品質や性能の違いだけでなく、維持管理や経年劣化の問題もあるものの、消費者には品質や性能が分かりにくく不安が生じている。インスペクションの検査基準等は事業者ごとに様々であるため、指針を示すことにより、消費者の信頼の確保を図っていこうとするものである。

先般の業務・技術委員会で協議した結果、日事連として今後関わっていくべき分野だと考えられるため、国土交通省住宅生産課に、積極的に関わっていきたいと申し入れた旨の報告があった。

本件に対し委員からは以下の意見が出された。

- ・中古住宅の現況検査等、これに携わっても適正な報酬が得られるかやや疑問である。
- ・人口の減少及び空家率が上昇している地域の単位会もある。こうした地域では、新築住宅が中心となっているため、地域性が大きいと思われる。
- ・耐震診断に補助を出している行政もあるものの、この業務ではそれほどの収益は難しいのではないかな。
- ・地域性があるため、実際の取組みについては、単位会に任せるが事務所協会としては、関わっていくべき。
- ・不動産流通の団体と共同で取り組んでいく必要がある。

3. 法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）について

（1）講習実施状況等について

資料2-1により、平成20年から直近までの法定講習実施状況、平成25年度第2期講習（平成25年7月～9月実施）の受付開始時期等について、事務局より説明がなされた。

続いて、資料2-2により、建築士定期講習の受講者確保に向けて、建築教育センター、士会連及び日事連の担当者レベルで意見交換を行い、対応策について検討している旨及び対応策を検討する上で、再申込み率の高い会や新規獲得者数が多い会が受講者獲得のため、どういった工夫をしているかを調査するためのアンケートを実施している旨の報告も併せてなされた。

上記報告の後、委員から出された主な意見は以下のとおり。

- ・他講習機関は小刻みに講習日を設定しており、利便性が高い。
- ・他社がどのような方法で講習を実施しているのか調査することも有益ではないかな。
- ・会場費の問題を回避するため、積極的に事務局の会議室を利用すればよいのではないかな。
- ・100人単位での講習の実施は難しい。小さい単位数（定員数）で月1、2回程度事務局の会議室で実施すれば、受講者を確保していけるのではないかな。
- ・我が会（単位会）では、建築士会との以前の取り決めがあり、管理建築士講習は事務所協会、建築士定期講習は建築士会という区分ができています。

以上の発言の後、朝岡委員長より、各講習・研修の受講者確保に向け、それぞれのブロック協議会でも、対策を検討していただきたい旨の発言があり、了承された。

4. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施状況及び計画等について

事務局より、資料3-1により、平成24年度の開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会(以下、「管理研修会」)の実施状況についての報告に併せ、現在の管理研修会の知事指定状況・平成25年度の年間実施計画について、今年度の募集定員は7,500名～8,500名程度になる見込みである旨の報告がなされた。

以上の報告後、各委員から以下の意見が出された。

- ・受講者数については、単位会間で相当の開きがある。単位会にアンケートを取り、申込率を高めるノウハウを情報共有すればよいのではないか。
- ・更新時期に該当する事務所に受講案内を送っている。
- ・法定講習との混同、未受講による罰則がないことが大きな問題ではないか。
- ・講習時期について、3月に同研修会を実施するのは、建築士定期講習との混同もあるため避けた方がよい。
- ・建築士及び開設者の資質の向上を図る、ということをどう訴えていくかが重要では。
- ・行政をどのように取り込むかが重要。事務所協会・建築士会・JIAの三者が共同で取り組めば協力を得られやすい。
- ・積極的に本研修会を受けるよう広報してくれている茨城県の資料を持って行政との折衝に臨んでいる。
- ・隣県の状況を気にする県が多いため、ブロック内で共同要望を行うことが有効では。

以上の報告・協議の結果、管理研修会についても、建築士定期講習と同様に、受講者を多く集めている単位会にアンケートを実施し、受講者を確保するためどういった工夫をしているのか把握することとなった。

5. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキストの改訂等について

事務局より、資料4-1及び資料4-1別紙1により以下の説明があった。

管理研修会テキストを作成・執筆した「建築士事務所の管理研修会テキスト執筆委員会」は、平成23年度末を持って一旦廃止となったことから、本委員会がテキスト改訂等について所管することとなった。

主な改訂内容を、速やかに対応する必要がある事項、検討が必要である事項の大きく2つに分類し、前者の内容としては、①法令の改正への対応、②講師、執筆者及び単位会からの指摘事項の修正、③建築士に対する処分事例等を記した別冊参考資料の作成、④誤字・脱字・名称の修正等が挙げられる。また、後者については、テキスト基礎編の内、単位会から指摘のあった建築士事務所の登録等に関する箇所及び業務報酬算定基準に関する箇所の記述についてである。

これらの内容について、速やかに対応する必要がある事項については、こうした改訂の考え方に沿って改訂作業を進めてよろしいか、また、検討が必要である事項については、どのように対応すべきか等についてお諮りしたい。なお、本テキストの構成及び目次については、教材開発検討WG及びテキスト執筆委員会において策定したものであるため、そうした骨格部分を変更する場合には、当委員会として改めて検討し直す必要がある。

以上の説明の後、委員から以下の発言(主なもの)があった。

- ・単位会からの指摘に基づく検討を要する事項については、その趣旨は理解できるが、テキストには書きにくい部分もあり、あくまでも講師への情報提供等にとどめ、実際に研修を行う際の運用で対応してもらうべきではないか。
- ・基礎編は、基本的に管理建築士講習の圧縮であるため、その内容は重複することとなるが、この研修会は資格者のみならず開設者も対象としており、重要事項である基礎編を外すわけにはいかないのではないか。
- ・業務報酬基準については、凡その目安を示したものであり、実務ではこうした算式を用いることはないため、あえてその内容

を詳述する必要はないのではないかと。

・事務所登録については、規定どおりに手続きが完了しなかった場合の対応方法等は確かに有用だと思うが、それをテキストに書くわけにはいかず、講師が口頭で説明すべき。

以上の発言の後、朝岡委員長より、速やかに対応する必要があるとされた事項については、原案どおり改訂作業を進めることとし、検討が必要であるとされた事項については、講師への情報提供を含め、各単位会で研修を行う際の講師による運用等で対応することを方針としたい旨の発言があり、了承された。

次に資料4-2により、管理研修会DVDの作成状況についての説明がなされ、間もなく完成し単位会宛て発送する旨の報告があった。

6. 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料6-1により、5月16日に開催された、第25回建築CPD運営会議の内容について、制度の運営状況及び実績活用状況等に併せ以下の報告がなされた。

一般財団法人建設業振興基金（以下、「建設業振興基金」）の本制度への参加については、建設業振興基金から提出されたプログラムの具体例等を確認の上、協議の結果、正式に参加を認めることが決定した。また、これに伴う建築CPD運営会議規定の改正案についても、一部修正の上、了承された。

なお、朝岡委員長からは、建設業振興基金の参加については、当初は日事連だけでなく他団体の中にも反対の声があった。しかし、結果的に運営会議委員長を含め、賛成意見が大勢を占める状況になったとの発言があった。

最後に、事務局から、資料6-2により、建築CPD情報提供制度の都道府県等における実績活用に関する報告及び日事連では、平成23年度以降、同制度のCPD実績を活用していただけるよう共同要望書に要望事項として盛り込んでいる旨の報告がなされた。

7. その他

文部科学省より、学校施設における天井等落下防止対策のための講習会の周知依頼の要請があったことから、情報提供として事務局から参考資料を用いて以下の講習会の概要説明がなされた。

文部科学省の予備調査の結果、公立の小・中学校、高等学校及び支援学校の学校施設で対策が必要な建築物が全国で約9,000棟あり、それらの調査と対策工事を2015年までに全て終わらせたい。

そのため、建物判定のアドバイザーを育成したい。アドバイザーの養成講習は、単位会で企画し講習を実施することも可能で、講師の手配やテキスト等は文部科学省で対応する。

次回委員会 平成25年10月4日（金）

13:30～16:00

■第4回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成25年5月22日（水）9:30～12:30

（特別委員は10:30から出席）

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長：三栖邦博

副委員長：八島英孝

委 員：泉谷良宏、岡本 賢、北 泰幸、佐々木宏幸、
宮原浩輔、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久（欠席：富田 裕）

事 務 局：北野、前田、吉田、鈴木、千浜

<配付資料>

資料1：社会資本整備審議会建築分科会 第6回建築基準制度部
会資料

資料2：耐震診断・改修設計にかかわる業務報酬基準策定

資料3：公共建築設計懇談会—第1回意見交換会資料

資料4-1：「（仮称）建築士事務所法」の検討状況について

資料4-2：他団体との意見交換の状況について

（25年3月以降）

資料4-3-1：単位会アンケート集計結果

資料4-3-2：単位会からの収集事例（無登録業務、契約の
不備）

資料4-4：契約で決めるべき事項のイメージ

参考資料：設計・施工一体型契約における設計条項の現状

資料5-1：国交省まとめ・民法（債権関係）の改正に関する中間試案に対する建築設計関係団体等の意見

資料5-2：民法（債権関係）の改正に関する中間試案について（叩き台案）

資料5-3：民法改正中間試案 抜粋

議 事

1. 社会資本整備審議会の動向について

○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。主な概要は以下のとおり。

- ・資料1は5月20日に開催された第6回制度部会の資料の抜粋。効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について、構造計算適合性判定制度、建築確認制度の手続き、仮使用承認制度などの6項目について、課題、今後の検討方向などが示された。
- ・建築4会で効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について、共同で意見提出をした。

○次のような意見交換を行った。

- ・6項目についての検討はいつごろまでになされる予定なのか。
- ・時期は特に示されなかった。
- ・仮使用承認は行政の権限。確認機関がなぜ仮使用を承認できるのかということが問題になると思われる。
- ・論点の整理は国交省で行うが、設計者側からの意見として仮使用承認をスムーズに行ってほしいという意見を出すかどうか。
- ・確認検査機関と行政との連携はうまくいってほしい。
- ・この社整審での検討に新たなテーマは入れられるのか。小規模建築物に建築士が関与しないことは問題。そのあたりの問題提起はできるのか。
- ・社整審は現在の3つのテーマで終わりではない。今後も他のテーマで議論していくが今回はこの3つのテーマを検討している。

○高津委員より「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方について」の意見を6/20までに国に対し、各委員から提出することになっており、事前に四会で意見のすり合わせを行う

予定であることが説明された。

2. 耐震診断・改修設計にかかわる業務報酬基準策定に向けた動きについて

○資料2により佐々木委員より耐震診断・改修設計にかかわる業務報酬基準策定に向けた動きについて報告がなされた。主な概要は以下のとおり。

- ・耐震診断・改修設計／工事監理等の事例に係るアンケート調査を実施、調査結果を分析して耐震診断・改修設計にかかわる業務報酬基準を検討していく予定。
- ・アンケート調査はWEB調査で行い7月下旬に行う予定。その前に対象事務所のリストアップが各団体に依頼されるが、耐震診断・改修設計の経験のある適切に回答してもらえる事務所をリストアップする必要がある。
- ・全体スケジュールとしては、8月末にアンケート調査の回答を締め切り、8月以降、集計・分析を行う。10月下旬に委員会によるとりまとめを行う予定。

○次のような意見が出された。

- ・木造については、この質問内容だけでは足りないのではないかと。木造の耐震診断・改修設計の経費は重要。
- ・木造の調査案はまだできていない状況である。

3. 公共建築設計懇談会—第1回意見交換会の報告

○資料3により事務局より4月9日に開催された「第1回 公共建築設計懇談会 意見交換会」の概要が報告された。

4. （仮）建築士事務所法の推進の協議等について

○資料4-1により八島副委員長より（仮称）建築士事務所法の検討状況の概況について説明された。また事務局より資料4-2～資料4-4により他団体との意見交換の状況、単位会の意見集約等の状況、契約で決めるべき事項のイメージなどが説明された。主な概要は以下のとおり。

【他団体との意見交換の状況について】

- ・士会連、J I A、日事連の三会で三会意見交換会を設置して月1回程度のペースで提案項目についての意見交換を行っている。士会連からは土法改正でいいのではないかと意見が出されている。9月にまとめを行う予定であるがどのようにまと

めるかがむずかしい。

- ・施工系の団体では全建総連と意見交換を行ったが、第1回目は設計者の方が出席し、協力的な雰囲気であった。今後、工務店の団体であるJBNと意見交換を行う予定である。

【国会議員等との意見交換について】

- ・2/20に建築設計議員連盟総会を開催し、事務所法についての勉強会を設置することが決まった。現在、第1回勉強会開催に向け調整中である。
- ・中心となる議員からは、三会の状況、国交省との連携の状況などが問われている。我々が状況をどうするか、課題を投げかけられている。
- ・議員立法を行う場合には議員が内容を決めて議員が決めた内容を法制局が条文化することになること、議員への説明資料はA4・1枚をこえない範囲がよいなどの意見が出された。

【単位会の意見集約の状況について】

- ・資料4-3-1、4-3-2は2/25に依頼した単位会へのアンケート調査の結果である。平成24年10月以降の会員への周知の状況、提案内容に対する意見の収集状況等を調査したものであり、トラブル事例については、無登録業務についての事例7例、契約の不備の事例については24例収集された。

【要検討項目について】

- ・資料4-4は契約で決めるべき事項のイメージ。現行土法の第24条の7に規定されている「書面の交付」で規定されている事項、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款」で規定されている事項等が考えられる。
- ・参考資料は、書面による契約については業態によって整理する必要があることから、設計・施工一体型契約の現状を秋野委員がまとめた資料である。

5. 民法（債権関係）の改正に関する中間試案について

○資料5-1～5-3により民法（債権関係）改正に関する中間試案パブリックコメントに対する意見案について事務局より説明された。意見案は前回委員会での議論を受け、事務局で叩き台案を作成し、秋野委員に修正・補足をお願いしたものである。次のような意見交換を行った。

- ・委任については、部分委託、一括委託などの区別はあるのか。
- ・「復受任者を選任するとき」とあるので、部分であるか一括であるかは関係がない。
- ・事務所法では一括再委託禁止を提案している。ここで承認があれば再委託をしてもよいということであると事務所法で主張している内容と相容れないのではないのか。
- ・民法の改正案では一括再委託ではなく、通常の再委託まで対象としてしまうことになる。再委託のすべてについて許諾をとらなければいけない。
- ・図面の作成だけ外注することもよくある。これらのことも再委託になるのか。
- ・民法なので外注する行為自体も委任になる。民法上のことと土法上のことはちがう。

○検討の結果、資料5-2の内容で意見提出を行うこととし、文言の整理、まとめ方等については事務局に一任することとした。

6. その他

次回委員会日程 平成25年7月23日(火)

9:30～12:30

※特別委員 10:30～12:30

■第61回定時総会議事概要

1. 日 時 平成25年6月19日(水)

15時45分から16時35分まで

2. 場 所 東京都中央区銀座6-14-10

銀座東武ホテル 3階「龍田」

3. 総会構成者総数、定足数及び出席者数

総会構成者総数46名、定足数24名

出席者数46名（うち、表決委任状提出1単位会）

表決委任を受けた者の氏名 岡山会 藤原邦彦

4. 出席者の氏名

(1) 役員

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平

理 事 秋野卓生、上原伸一、奥田修一、北 泰幸、
河野 久、佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、
新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、村山高文、
横須賀満夫、吉田 敏

監 事 栗原憲昭、林 陽郎

(2) 正会員・指定代表者の氏名（表決委任された者を含む）

北海道・西村武	青森・相場 博	岩手・新沼義雄
宮城・栗原憲昭	秋田・渡邊淳悦	山形・伊藤 剛
福島・田畑光三	茨城・横須賀満夫	栃木・佐々木宏幸
群馬・山田美光	埼玉・宮原克平	千葉・鈴木兼次
東京・大内達史	神奈川・上原伸一	新潟・中村優晴
長野・池田修平	山梨・進藤哲雄	富山・堂田重明
石川・西川英治	福井・櫻川幸夫	静岡・立道幸男
愛知・朝岡市郎	三重・田端 隆	滋賀・伊藤定雄
京都・上野浩也	大阪・佐野吉彦	兵庫・山本康一郎
奈良・植村吉延	和歌山・小川浩	鳥取・山下卓治
島根・矢野敏明	岡山・藤原邦彦	広島・村田正文
山口・香月直樹	徳島・西田 功	香川・富岡 学
愛媛・佐々木世希	高知・西森敬祐	福岡・八島英孝
佐賀・養原利美	長崎・池田賢一	熊本・福島正継
大分・中野 満	宮崎・後藤明夫	鹿児島・林 陽郎
沖縄・仲元典久		

5. 司会 前田敏明事務局長

6. 会議の成立

司会者より、正会員46単位会全単位会（表決委任状提出者を含む）が出席しているので、定款第19条の定足数を満たしており、会議が成立している旨報告がなされた。

7. 正副議長の選出

正副議長に次の者が選出された。

議 長 大内達史東京会会長

副議長 田端 隆三重会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・大内達史東京会会長、三栖邦博日事連会長及び西村武北海道会会長が選任された。

9. 議 事

(1) 第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

第2号議案 平成24年度決算承認の件

議長より第1号議案及び第2号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。高津充良専務理事が、それぞれ別添「第61回定時総会議案書」（以下「議案書」という。）の3ページから21ページの内容を説明し、提案がなされた。続いて、栗原憲昭監事より、議案書21ページに記載のとおり監査報告がなされた。

議長より第1号議案及び第2号議案の承認について採決したところ、異議なく、議案書のとおりそれぞれ承認した。

(2) 第3号議案 理事の追加選任の件

第3号議案について高津充良専務理事より、理事1名の追加選任について説明がなされた。

議長より第3号議案について採決したところ、異議なく、岡本賢を理事に選任した。

(3) 第4号議案 常勤役員の報酬承認の件

第4号議案について宮原克平常任理事より、常勤役員の報酬について説明がなされた。

議長より第4号議案について採決したところ、異議なく、議案書23ページに記載のとおり承認した。

(4) 第5号議案 会費規程変更承認の件

第5号議案について高津充良専務理事より、一般社団法人への移行に伴い、定款に合わせた規定に会費規程を変更したい旨説明がなされ、議案書24ページの記載事項について提案がなされた。

議長より第5号議案について採決したところ、異議なく、議案書のとおりこれを承認した。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成25年

8月27日 建賠保険等調査専門委員会

9月 2日 五会会長会議

財政検討特別委員会

3日 正副会長会

常任理事会

13日 日事政研役員会

通常理事会